

第15号議案

府中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

府中市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）</u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を府中市公告式条例（昭和29年4月府中市条例第11号）別表に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>府中市公告式条例（昭和29年4月府中市条例第11号）</u><u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。